多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成３１年４月１日
長　　洲　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地　域	重点区域の重複の有無		
○				長洲町　町内一円	無	平成 31 年度～R5 年度	ながす環境保全協定